



COSEL CO., LTD.

証券コード：6905

第57回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年8月12日（水曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

富山県富山市桜橋通り2番28号

ホテルグランテラス富山 4階 瑞雲の間

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件 |

【株主の皆様へ】

- 株主総会資料の電子提供制度の対応において、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 当日ご出席されない場合は、インターネットまたは本招集のご通知と合わせてお送りする議決権行使書により、事前に議決権をご行使ください。
- 株主総会ご出席株主さまへのお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

コーセル株式会社

証券コード 6905
(発送日) 2026年 7 月 22 日
(電子提供措置の開始日) 2026年 7 月 15 日

株 主 各 位

富山県富山市上赤江町一丁目 6 番 43 号

コーセル株式会社

代表取締役社長 齊 藤 盛 雄

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.cosel.com/ir/library/shareholders/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6905/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コーセル」、または「コード」に当社証券コード「6905」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、2026年 8 月 10 日（月曜日）午後 5 時 15 分までに議決権をご行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記	
1. 日 時	2026年 8 月12日（水曜日）午前10時
2. 場 所	富山県富山市桜橋通り 2 番28号 ホテルグランテラス富山 4 階 瑞雲の間
3. 目 的 事 項	
報 告 事 項	1. 第57期（2025年 5 月21日から2026年 5 月20日まで）事業報告、連結計算書類の内容なら びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第57期（2025年 5 月21日から2026年 5 月20日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項	
第 1 号 議 案	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9 名選任の件
第 2 号 議 案	監査等委員である取締役 3 名選任の件
第 3 号 議 案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限 付株式報酬制度に係る報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項	
(1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の 3 日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電子メール等の電磁的方法により当社にご通知ください。	
(2) 議決権行使書面において、各議案につき、賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いさせていただきます。	
(3) 書面とインターネットの双方により、議決権を重複して行使された場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。	
(4) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使ウェブサイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能です。この場合は（パソコンまたはスマートフォンのいずれかが使用されたかを問わず）最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。	
以 上	
●当日ご出席の際は、お手数ながら本招集のご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。	
●本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお 送りいたしますが、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知には 記載しておりません。	
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」	
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」	
なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及 び計算書類は、当該書面に記載の各書類のほか、上記に掲げる事項を含みます。	
●電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させてい ただきます。	



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集のご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年 8月12日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集のご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年 8月10日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年 8月10日（月曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

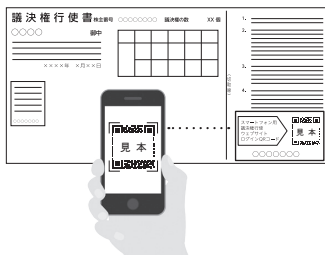
- (1) インターネットと郵送（書面）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

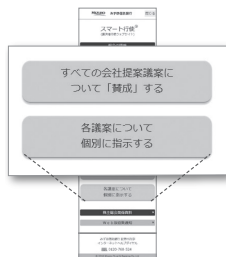
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



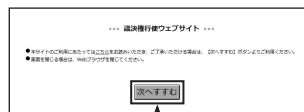
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

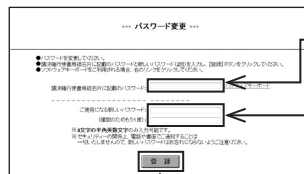
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者一覧

候補者 番号	氏名	性別	属性	当社における地位及び担当	第57期の 取締役会への 出席状況
1	再任 さいとうもりお 斉藤盛雄	男性		代表取締役社長 社長執行役員 アジアエリア営業統括 兼 COSEL ASIA LTD. 社長 指名・報酬委員会委員	15回/15回 (100%)
2	再任 きよさわさとし 清澤聡	男性		取締役 常務執行役員 TQM推進 兼 総務・人事労務担当	14回/15回 (93%)
3	再任 やすだいさお 安田勲	男性		取締役 執行役員 海外営業統括 兼 LITE-ON連携推進担当	15回/15回 (100%)
4	再任 まのたつや 真野達也	男性		取締役 執行役員 品質保証担当 兼 新ビジネス推進担当 兼 無錫科索電 子有限公司 董事長	15回/15回 (100%)
5	再任 ほうのきのりひろ 朴木範博	男性		取締役 執行役員 開発統括 兼 生産技術担当 兼 DX推進担当	15回/15回 (100%)
6	再任 ひろかわよしみち 廣川芳通	男性		取締役 執行役員 国内営業統括	11回/11回 (100%)
7	再任 しゅうちえんちよん 徐建中	男性		取締役	9回/11回 (81%)
8	再任 くさかべとしあき 日下部俊彰	男性	社外 独立	取締役 指名・報酬委員会委員	15回/15回 (100%)
9	再任 よこたきょうこ 横田響子	女性	社外 独立	取締役 指名・報酬委員会委員	15回/15回 (100%)

※1. 取締役候補者の地位及び担当は、本招集に伴う取締役会決議時（2026年7月3日現在）のものです。

※2. 廣川芳通氏及び徐建中氏の出席状況は、2025年8月7日の取締役就任以降の出席状況になります。

社外

……社外取締役候補者

独立

……東京証券取引所に届出予定の独立役員

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さいとうもりお 斉藤盛雄 (1959年7月14日) 再任	1982年3月 当社入社 2003年2月 オンボード生産部長 2006年5月 東日本営業部長 2008年8月 ユニット生産部長 2011年8月 無錫コーセル開発プロジェクト プロジェクトリーダー 2011年12月 無錫科索電子有限公司董事長 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 グローバル調達・生産担当 2014年5月 ミドルレンジグローバル電源担当 2015年8月 中国生産担当 2016年8月 生産統括 2017年8月 常務取締役生産統括 2020年8月 常務取締役S C M担当 2021年8月 常務執行役員S C M統括 2022年8月 代表取締役社長 社長執行役員 2025年12月 代表取締役社長 社長執行役員 兼アジアエリア営業統括兼COSEL ASIA LTD. 社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	58,361株
	<取締役候補者の選任理由> 斉藤盛雄氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、取締役会議長として取締役会を適切に運営するとともに、経営上重要な案件について業務執行取締役からの報告も踏まえ、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、経営の指揮を執り、企業理念のグループ内への浸透・実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。 これらのことから、中長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	きよ さわ さとし 清 澤 聡 (1960年9月28日) 再任	1983年4月 当社入社 2002年5月 総務部長 2010年8月 東日本営業部長 2011年8月 取締役 現在に至る 2011年8月 国内営業統括兼国内営業部長 2012年12月 営業統括 2013年8月 人事労務担当兼人財開発部長 2013年11月 営業統括兼人事労務担当 兼人財開発部長 2014年5月 営業統括・人事労務担当 2016年8月 品質管理・品質保証システム革新担当兼人事・労務担当 2020年5月 総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2021年5月 総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2021年8月 執行役員総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2022年5月 執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2022年8月 常務執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2023年5月 常務執行役員TQM推進兼総務・人事労務担当 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	48,109株
		<取締役候補者の選任理由> 清澤聡氏は、人事・人財育成の経験を活かし、経営の柱とするTQM（総合的品質管理）を全社推進する中で、経営の監督を適切に行っております。また、現場社員との対話を重視しつつ、全社の小集団活動、キャリア支援等による人財育成策への提言を通して、経営全体における意思決定の質を高め、グループ全体のガバナンス向上に貢献しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やすだ いさお 安田 勲 (1963年1月11日) 再任	1985年4月 当社入社 2007年5月 A S開発部長 2013年5月 I P S事業推進担当部長 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 開発統括 2013年12月 開発統括兼O S開発部長 2015年5月 開発統括 2016年8月 営業統括兼海外開発推進担当 2018年5月 営業統括 2020年5月 グローバル営業担当 2021年8月 執行役員グローバル営業担当 2022年11月 執行役員グローバル営業担当兼欧米エリア事業統括 2023年8月 執行役員グローバル営業統括 2024年6月 執行役員グローバル営業統括兼LITE-ON連携推進担当 2025年12月 執行役員海外営業統括兼LITE-ON連携推進担当 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	44,322株
		<取締役候補者の選任理由> 安田勲氏は、営業業務を執行する取締役として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営計画に関する進捗、結果等に関し、市場、顧客動向を踏まえて適切な説明を行い、経営における意思決定の機能を高めております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	まのたつや 真野達也 (1969年9月7日) 再任	1995年3月 当社入社 2011年5月 NS開発部長 2013年5月 要素技術開発部長 2013年12月 IPS開発部長 2016年8月 取締役 現在に至る 2016年8月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当兼IPS開発部長 2018年11月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当 2020年5月 品質保証担当兼新ビジネス推進担当 2020年8月 品質保証担当兼IT戦略担当兼新ビジネス推進担当 2021年8月 執行役員品質保証担当兼IT戦略担当兼新ビジネス推進担当 2022年9月 執行役員品質保証担当兼新ビジネス推進担当 2023年4月 執行役員品質保証担当兼新ビジネス推進担当兼 無錫科索電子有限公司董事長 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	27,474株
<取締役候補者の選任理由> 真野達也氏は、品質保証担当 兼 新ビジネス推進担当役員として、高度な技術と知見を有し、取締役会の意思決定の機能を高めております。業務執行においては、高度な技術に基づき、製品品質向上及びIT技術を基にした生産性向上を推進しております。また、当社の現有技術を応用できる分野に対し、人脈を生かした交流を行い、新ビジネスにつながる企画・検討を推進しています。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	ほうのきのりひろ 朴木 範博 (1975年1月13日) 再任	2003年4月 当社入社 2019年5月 生産技術部長 2022年5月 執行役員生産技術統括兼生産技術部長 2022年9月 執行役員生産技術統括兼 I T戦略担当兼生産技術部長 2023年8月 取締役 現在に至る 2023年8月 執行役員生産技術担当兼 I T戦略担当兼ベトナム事業担当兼生産技術部長 2025年12月 執行役員開発統括兼生産技術担当兼 I T戦略担当兼ベトナム事業担当 2026年5月 執行役員開発統括兼生産技術担当兼 D X推進担当 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	7,569株
	<取締役候補者の選任理由> 朴木範博氏は、開発、生産技術および D X 推進を管掌する担当役員として、高度な技術と知見を有し、経営の監督を適切に行っております。また、顧客ニーズや市場動向を捉えた製品開発、協力会社を含めた全社のものでづくり革新およびデジタル化推進に加え、海外子会社の経営にも関与しており、グローバルな視点からものづくり体制の強化を図っております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	ひろかわ よしみち 廣川 芳通 (1972年4月26日) 再任	1996年4月 当社入社 2015年5月 OS開発部長 2018年11月 US開発部長 2020年6月 開発統括兼US開発部長 2021年8月 執行役員開発統括兼US開発部長兼NF開発部長 2022年11月 執行役員開発統括兼新製品開発一部長 2025年8月 取締役 現在に至る 2025年12月 執行役員国内営業統括 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	4,469株
	<取締役候補者の選任理由> 廣川芳通氏は、国内営業統括の担当役員として、開発担当時に培った技術力や電源業界動向の理解を背景とした顧客との対話を通じて、市場動向や顧客起点のニーズに基づいた営業戦略の立案を推進しております。また、COSE L製品とあわせてCOSE L SYNC. ブランドの製品戦略と販売戦略の立案に関与をしております。 これらのことから、持続的な企業価値の向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	しゅう ちえん ちよん 徐 建 中 (1961年7月20日) 再任	1992年6月 LITE-ON 入社 2006年1月 コンシューマーエレクトロニクス事業部門長 2010年3月 製品コンピテンシーセンター長 2011年5月 コンシューマーエレクトロニクス事業ライン部長 2013年8月 外部アダプターソリューション（戦略的事業ユニット）事業部長 2016年7月 パワーモジュールソリューションズ（戦略的事業ユニット）事業部長 2023年3月 IT&CE（情報技術&消費者向け電子機器）（戦略的事業グループ）事業本部長 現在に至る 2025年8月 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） ・ LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION Managing employee	0株
	<取締役候補者の選任理由> 徐建中氏は、LITE-ONにおいて経営の監督を適切に行っており、戦略会議においては、経営計画に関する進捗、結果等に関し、市場、顧客動向を踏まえて適切な説明を行い、経営における意思決定の機能を高めております。 特に、チーム重視の思想、人間中心のエンパワーメントは、当社の教育理念にもつながるものであり、LITE-ONとの資本業務提携を成功に導くための強力な支援をいただけるものと確信しております。 これらのことから、両社の持続的な企業価値向上の実現、当社におけるグローバル化推進のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	くさかべ としあき 日下部 俊彰 (1981年10月3日) 再任 社外取締役 独立役員	2007年12月 現 三菱HCキャピタル株式会社 入社 2012年9月 現 ニデック株式会社 入社 2014年9月 大和証券株式会社 入社 2016年3月 フリーランスとして独立 2021年3月 ConecTAr 合同会社 創設 代表社員 現在に至る 2024年8月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・ConecTAr 合同会社 代表社員	0株
	<社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 日下部俊彰氏は、LITE-ONとの資本業務提携契約に基づき、独立社外取締役候補として同社から推薦のあった候補者であり、社外取締役就任後も自らの企業経営のご経験、同社事業における経営支援の取り組みとしての戦略的M&A、資本提携、海外事業再生などの多数のご経験を活かし、当社事業の価値向上に寄与いただいています。 これらのことから、引き続き、グローバル化を含めた持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、独立社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与していただきます。		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
9	よこ た きょう こ 横 田 響 子 (1976年6月14日) かないきょうこ (戸籍上の氏名：金井 響 子) 再任 社外取締役 独立役員	1999年4月 株式会社リクルート入社 2006年5月 株式会社コラボラボ設立 同社代表取締役 現在に至る 2012年4月 内閣府 男女共同参画推進連携会議 議員 2017年8月 国立大学法人お茶の水女子大学 客員准教授 2021年3月 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 理事 現在に至る 2022年3月 株式会社ベッパーフードサービス 社外取締役 2024年8月 当社社外取締役 現在に至る 2025年3月 株式会社ベッパーフードサービス 社外取締役（監査等委員） 現在に至る (重要な兼職の状況) ・株式会社コラボラボ 代表取締役 ・株式会社ベッパーフードサービス 社外取締役（監査等委員） ・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 理事 ・総務省 独立行政法人評価制度委員会 専門委員	0株
< 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要 > 横田響子氏は、会社経営者としての見識とともに、男女共同参画、女性活躍推進など、幅広い分野の知見を有しており、当社経営に対する監督と適切な助言をいただいています。今後も企業価値の向上に向け、経営の監督を行っていくうえで必要な人材として、引き続き独立社外取締役としての選任をお願いするものであります。 また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関して、独立した立場から審議・提言していただきます。			

- (注) 1. 取締役候補者徐建中氏は、当社の特定関係会社（関連会社）であるLITE-ON TECHNOLOGY CORPORATIONの業務執行者であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年5月20日）現在の株式数を記載しております。
3. また、コーセル役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。
4. 日下部俊彰氏及び横田響子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 日下部俊彰氏及び横田響子氏は、現に当社の社外取締役にありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、徐建中氏、日下部俊彰氏及び横田響子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、日下部俊彰氏及び横田響子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況、(2) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はぎのかつひこ 萩野勝彦 (1963年1月18日) 再任	1986年4月 当社入社 2021年11月 監査室室長 2025年6月 監査室 2025年8月 当社取締役（常勤監査等委員） 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	23,158株
<監査等委員である取締役候補者の選任理由> 萩野勝彦氏は、当社の営業・生産部門の要職を歴任し、事業運営に関する幅広い知識を有しております。また、近年では監査室室長としてグループの監査体制の構築とガバナンス体制の強化を推進してまいりました。 これらの経験に基づき、監査・監督機能の一層の充実に寄与できると判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	わたなべあや 渡辺 絢 (1987年4月17日) (戸籍上の氏名：黒川 絢) 再任 社外取締役 独立役員	2014年12月 弁護士登録 2014年12月 石嵯・山中総合法律事務所 入所 2018年10月 野村證券株式会社 入社 2020年1月 雨宮眞也法律事務所 入所 パートナー弁護士 現在に至る 2022年9月 日本情報クリエイト株式会社 社外取締役 2024年3月 バリューストリーム株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る 2024年8月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る 2026年6月 シュッピン株式会社 社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・雨宮眞也法律事務所 弁護士 ・バリューストリーム株式会社 社外取締役（監査等委員） ・シュッピン株式会社 社外取締役	0株
<監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 渡辺絢氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な業務経験と専門的知識を有し、高い見識をもとに客観的・中立の立場から当社のコーポレートガバナンス体制等へ関与していただくことを期待しており、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	にし かわ ひろ お 夫 西川 浩 夫 (1962年12月4日) 再任 社外取締役 独立役員	1985年4月 経済企画庁(現内閣府) 入庁 2000年4月 中央青山監査法人 入所 会計士補登録 2001年2月 弁護士登録 2002年5月 西川法律事務所 開所 現在に至る 2020年5月 富山県弁護士会 会長 日本弁護士連合会 理事 2024年8月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) ・西川法律事務所所長 ・日本弁護士連合会 日弁連信託センター 委員 ・富山県弁護士会 企業法務プロジェクトチーム 委員長	0株
	<監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 西川浩夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な業務経験と専門的知識とともに、会計士補としての知見も有されており、高い見識をもとに独立した立場から、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2026年5月20日)現在の株式数を記載しております。また、コーセル役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。
3. 渡辺絢氏及び西川浩夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 渡辺絢氏及び西川浩夫氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、渡辺絢氏及び西川浩夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、渡辺絢氏及び西川浩夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2.会社の現況、(2)会社役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員である取締役候補者の選任をご承認いただいた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

(ご参考) 取締役（監査等委員を含む）のスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役（監査等委員を含む）のスキルマトリックスは下記のとおりとなります。

ふりがな 氏名	当社における 本総会後の地位	就任の 委員会	取締役が有する専門性・経験等									
		指名・報酬 ★は委員長	経営 戦略	財務 会計	営業・マー ケティング	研究開発 生産技術	モノづくり	IT・ デジタル	人財・組織 開発、D&I 推進	サステナビ リティ・ESG	法務・リスク 管理・コン プライアンス	グローバル 経験
さいとうもりお 斉藤盛雄	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○		○			
きよさわとし 清澤聡	取締役		○	○					○	○	○	
やすだいさお 安田勲	取締役		○		○	○		○				
まのたつや 真野達也	取締役		○		○	○		○				
ほうきのりひろ 朴木範博	取締役		○	○		○	○	○				
ひろかわよし 廣川芳通	取締役		○			○	○					
しゅうちゅんちゅん 徐建中	取締役		○			○		○				○
くさかべとしあき 日下部俊彰	社外取締役（独立）	○	○	○							○	○
よこたきょうこ 横田響子	社外取締役（独立）	★	○		○				○			
はぎのかつひこ 萩野勝彦	取締役 常勤監査等委員						○				○	
わたなべあや 渡辺 絢	社外取締役（独立） 監査等委員							○	○	○	○	
にしかわひろお 西川浩夫	社外取締役（独立） 監査等委員			○							○	

（注）2021年6月16日開催の取締役会から、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るため、任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、①取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬については、2025年8月7日開催の第56回定時株主総会において、固定枠として年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とし（以下「本金銭報酬枠」といいます。）、また、②取締役（業務執行取締役を指し、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。本議案において、以下「対象取締役」といいます。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬については、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会においてその制度の導入をご承認いただき（以下「本制度」といいます。）、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、本制度による報酬の上限額を、本金銭報酬枠の内枠にて、年額30百万円以内（3事業年度で合計90百万円以内、本制度により交付する株式総数の上限は年間3万株（3事業年度で合計9万株）以内）とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

本制度における業績評価期間は3事業年度でありますところ、2026年5月20日で終了する事業年度の期間の終了をもって、新たな業績評価期間（2027年5月20日で終了する事業年度から2029年5月20日で終了する事業年度まで）を迎えることとなります。そのため、引き続き対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的として、また、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）による改正後の会社法（平成17年法律第86号）により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てを行うために株主総会において決議すべき事項が定められたことにも鑑み、本制度に基づいて引き続き対象取締役に対して譲渡制限付株式を交付すべく、改めて、本制度に関連する事項につきご承認をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会からは特段の意見はございませんでした。

なお、現在の対象取締役は6名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

1. 本制度の概要

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。業績指標は、利益の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標（当社連結売上高、連結営業利益及び連結ROE等）を当社の取締役会において設定します。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として取締役役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度は評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与及び金銭の支払いを受けることから、評価期間の開始時点では、各対象取締役役に対してこれらを交付又は支給をするか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

2. 対象取締役役に対して付与する株式の上限額及び上限数

本制度に基づき対象取締役役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、本金銭報酬枠の内枠にて、年額30百万円（3事業年度で合計90百万円）以内、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株（3事業年度で合計9万株）以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。）といたします。

なお、各対象取締役役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

3. 株式の交付等の条件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付を行います。

- (1) 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (2) その他本制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社取締役会が合理的に定める数の当社の普通株式を交付し、又は当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

4. 譲渡制限等の概要

本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（ただし、対象取締役との間で、本制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約の締結を省略できるものとします。）。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない

(以下「譲渡制限」といいます。)

(2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

〔本議案に基づく報酬を相当とする理由〕

本議案に基づく報酬は、対象取締役の報酬と会社業績との連動性をより明確にし、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることという目的を有し、事業報告29頁にその概要を記載している当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に整合しております。また、本議案に基づき付与する1年間の譲渡制限付株式の総数の2026年5月20日現在の発行済株式総数（自己株式数を除きます。）に占める割合は0.07%とその希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2025年5月21日から
2026年5月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国関税の影響の顕在化リスクといった不確実性の中、A I 関連需要の力強さを背景に底堅い成長が継続しました。一方で、中東情勢の急激な不安定化により先行きの不透明感が増しており、エネルギー資源の高騰や供給制約、またそれに起因するサプライチェーンの混乱により、景気減速の圧力が強まっております。地域別には、米国では関税による下押し圧力の中、個人消費とA I 関連をはじめとする設備投資により堅調さが継続しました。日本においても内需の堅調さから緩やかな成長を維持し、欧州でもプラス成長が継続しております。一方、中国においては政府が示すGDP成長率に反して、設備投資と民間消費ともに減速傾向がみられました。

エレクトロニクス業界におきましては、A I を活用した社会のデジタル化への推進を背景に、サーバーやデータセンター向けの半導体需要の増加が続いており、自動車や産業機器関連も底打ちの兆しが出てきております。

このような状況の中、当社グループでは顧客訪問による拡販活動、営業部門と開発部門の連携強化を継続して推進しており、新製品を中心に重点顧客への提案活動に注力いたしました。また、LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION（以下、LITEON）との連携活動では、新ブランド「COSELSYNC.」製品、及びLITEON製品の拡販活動に注力してまいりました。

新製品につきましては、F A 制御機器、計測機器、表示器や半導体製造装置といった幅広い分野で利用可能なユニット型シングル出力AC-DC電源「PDAシリーズ」拡充2モデル「PDA300F/600F」を市場投入し、既存モデルと合わせて全7モデルを展開しております。また、低背タイプの小型汎用DC-DCコンバータ「MUシリーズ」拡充4モデル「MUS6/MUW6/MUS10/MUW10」を追加投入したことで、既存モデルを含め多彩なラインナップとなり、顧客ニーズへの対応力を強化いたしました。さらに、高入力電圧パワーモジュール電源「DCS1400B」を市場投入いたしました。

海外市場向けには、医用電気機器向けの高信頼性及び高い安全性ニーズに応える標準サイズ2×4インチAC-DC電源「UMHA120F」を市場投入いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は278億41百万円（前連結会計年度比59.8%増）と回復傾向にありますが、売上高は250億46百万円（同7.4%減）となりました。利益面においては、売上高の大幅な減少に伴い収益力が低下し、経費の削減効果はあったものの固定費負担が重く、営業損失は6億95百万円（前連結会計年度は営業利益6億28百万円）となりました。また、為替の影響等で経常利益は2億67百万円（前連結会計年度比63.9%減）となりましたが、2026年5月20日付で当社連結子会社であるPowerbox International ABの株式譲渡契約を締結したことに伴い、関係会社整理損を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は34億6百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1億13百万円）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 日本生産販売事業

日本国内では、A I 活用による社会のデジタル化推進等を背景に、半導体製造装置関連全般に需要回復と在庫消化が進んでおります。受注は急速に回復しており、その一部は第4四半期連結会計期間の売上高にも寄与したものの、大部分については翌連結会計年度以降での売上寄与を見込んでおり、当連結会計年度の売上高は低調となりました。

営業活動につきましては、引き続き販売店との情報共有強化、訪問営業による新製品を中心とした拡販活動に加え、COSELSYNC. 製品及びLITEON製品の拡販活動を活発化しております。

この結果、外部顧客への売上高は140億円（前連結会計年度比15.3%減）、セグメント損失は3億1600万円（前連結会計年度はセグメント利益5億2000万円）となりました。

2) 北米販売事業

米国では、米国関税の影響の顕在化による先行きの不透明感から需要の調整局面が続いておりましたが、第3四半期連結会計期間以降の受注回復が売上に寄与し、当連結会計年度の売上高については増加しました。

営業活動につきましては、セールスレップとの連携強化、動画を用いた新製品のプロモーション強化等、拡販活動を継続しております。また、COSELSYNC. 製品及びLITEON製品の拡販活動にも努めております。

この結果、外部顧客への売上高は18億9600万円（前連結会計年度比18.6%増）、セグメント利益は8800万円（同10.9%増）となりました。

3) ヨーロッパ生産販売事業

ヨーロッパでは、景気の不透明感はやや後退したものの、需要の調整局面が継続しております。顧客での発注調整の影響により新規受注の低迷が継続し、当連結会計年度の売上高は微増となりました。

営業活動につきましては、訪問営業とリモート営業の両面で拡販活動を増やしております。

この結果、外部顧客への売上高は64億8000万円（前連結会計年度比2.3%増）、セグメント損失は7億2300万円（前連結会計年度はセグメント損失4億円）となりました。

4) アジア販売事業

アジアにおいては、中国の景気鈍化に加え、米中の関税動向の影響により、需要の調整局面が継続していたものの、顧客での在庫消化が進んだことに加え大口案件の受注増加もあり、第3四半期連結会計期間以降は受注が急増しております。受注の回復に伴い当連結会計年度の売上高は微増となりました。

営業活動につきましては、新規開拓及び新製品拡販に向けたウェブマーケティングに継続して取り組んでおります。

この結果、外部顧客への売上高は27億4000万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は1億4000万円（同28.4%増）となりました。

5) 中国生産事業

中国生産事業においては、第3四半期連結会計期間以降、既存製品、新製品ともに受注が回復基調にあり、それに伴い生産量も増加しております。今後もさらなる受注拡大が見込まれることから、増産体制の

整備を推進いたしました。また、「品質の維持・向上」に向けた改善活動に加え、「生産性の向上」及び「コスト削減」を目的とした生産改善活動にも継続して取り組んでおります。

この結果、セグメント間の内部売上高は20億5百万円（前連結会計年度比10.6%増）、セグメント利益は11百万円（同78.0%減）となりました。

なお、参考までに記載すると製品別の業績は、次のとおりであります。

（製品別売上高及び受注高）

製 品 区 分	売 上 高	受 注 高
ユ ニ ッ ト 電 源 （ ※ １ ）	12,705百万円	14,016百万円
オ ン ボ ー ド 電 源	5,801百万円	7,093百万円
ノ イ ズ フ ィ ル タ	1,285百万円	1,510百万円
P R B X 製 品 （ ※ ２ ）	5,254百万円	5,221百万円
合 計	25,046百万円	27,841百万円

（※1）前第3四半期連結会計期間から、LITEONとのクロスセルによる実績を含めて記載しております。

（※2）PRBX製品：Powerbox International ABが開発、製造、販売する製品。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業グループの設備投資の総額は17億24百万円であり、その主なものは、当社生産設備の増強、更新及び新製品開発に伴う金型製作ならびに当社の本社工場（富山県富山市）の増築によるものであります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2022. 5. 21 ～2023. 5. 20)	第55期 (2023. 5. 21 ～2024. 5. 20)	第56期 (2024. 5. 21 ～2025. 5. 20)	第57期 (当連結会計年度) (2025. 5. 21 ～2026. 5. 20)
売上高(百万円)	35,266	41,437	27,052	25,046
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	3,162	5,169	△113	△3,406
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	93.54	155.86	△2.84	△82.80
総 資 産(百万円)	48,667	54,397	59,998	60,576
純 資 産(百万円)	42,313	47,257	55,836	52,163
1株当たり純資産額(円)	1,273.82	1,419.11	1,357.41	1,268.13

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は期中平均発行済株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数により算出しております。
2. 第57期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第56期以前についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
C O S E L U S A I N C .	700千米ドル	100.00%	当社製品の販売
C O S E L E U R O P E G m b H	51千ユーロ	100.00%	当社製品の販売
C O S E L A S I A L T D .	200千米ドル	100.00%	当社製品の販売
科 索 (上 海) 電 子 有 限 公 司	1,655千人民币	100.00% (100.00%)	当社製品の販売
無 錫 科 索 電 子 有 限 公 司	145,501千人民币	100.00%	当社製品の製造
Powerbox International AB	27,659千SEK	100.00%	自社製品製造販売及び当社製品販売

- (注) 1. 出資比率欄の()内の数字は、間接出資比率を内数として表示しております。
2. 2026年5月20日付で、連結子会社であるPowerbox International ABの全株式を、HYPAX GmbHが間接的に出資する特別目的会社であるSCUR-Alpha 820 GmbHに譲渡することを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約を締結しました。

(4) 対処すべき課題

中東情勢等の急速な不安定化により、資源・エネルギー価格の高騰やそれに伴うサプライチェーンの混乱により、先行きの不透明感が強まっており、世界経済については減速の兆候をみせております。

当社グループが属するスイッチング電源市場を取り巻く環境としては、メモリ需要逼迫による部品等の調達価格の高騰や、中東情勢の影響等による原材料の供給懸念など不透明感はあるものの、AI分野の爆発的な広がりにより、半導体製造装置関連の需要は旺盛な状況にあり、FA関連機器やその他業界においても需要は緩やかに回復していくと想定しております。

このような環境の下で、当社グループは経営理念である「品質至上」を核に、品質保証体制の強化と受注変動に強いものづくり体制の構築、新製品開発力強化に取り組むとともに、売上拡大に向けて、顧客密着営業活動と新製品拡販活動に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年5月20日現在）

当社グループは、直流安定化電源の製造・販売を主たる事業としております。直流安定化電源を機器に取り付ける形態により①ユニット電源（据置型タイプ）と②オンボード電源（プリント基板実装型タイプ）に区分し、③ノイズフィルタに加え、④PRBX製品の4つの製品区別で事業活動を展開しております。

製 品 区 分	主 要 取 扱 製 商 品・事 業 内 容
① ユ ニ ッ ト 電 源	日本及び中国を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、制御機器や半導体製造装置、医療機器市場等へ供給しております。
② オ ン ボ ー ド 電 源	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、通信・放送機器や制御機器、医療機器市場等へ供給しております。
③ ノ イ ズ フ ィ ル タ	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、一般産業機器や医療機器市場等へ供給しております。
④ P R B X 製 品	スウェーデン及びドイツを主要拠点として開発・製造し、欧州市場を中心に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品とお客様の仕様に合わせたカスタム品を中心に、制御機器や医療機器、鉄道・航空等輸送関連市場へ供給しております。

当社グループの各会社の関連につきましては、「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年5月20日現在）

コ ー セ ル 株 有 限 公 司	本 社	富山県富山市上赤江町一丁目6番43号
	営 業 所	首都圏（神奈川県）、長野、さいたま、水戸、宇都宮、大阪、京都、広島、九州（福岡県）、名古屋、静岡、富山
	工 場	本社（富山県）、立山（富山県）
	研 究 ・ 開 発 拠 点	R&Dセンター（富山県）
C O S E L U S A I N C .	本 社（子 会 社）	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼ
C O S E L E U R O P E G m b H	本 社（子 会 社）	ドイツ連邦共和国フランクフルト・アム・マイン市
C O S E L A S I A L T D .	本 社（子 会 社）	中国特別行政区香港
	営 業 所	インドベンガルール、韓国ソウル
科 索（上海）電 子 有 限 公 司	本 社（子 会 社）	中国上海市
無 錫 科 索 電 子 有 限 公 司	本 社（子 会 社）	中国江蘇省無錫市
Powerbox International AB	本 社（子 会 社）	スウェーデン王国ストックホルム市

（注） 2026年5月21日付で静岡営業所を名古屋営業所に統合しました。

(7) 使用人の状況（2026年5月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
日 本 生 産 販 売 事 業	466(91)名	1名減(18名減)
北 米 販 売 事 業	11(―)名	1名減(―)
ヨ ー ロ ッ パ 生 産 販 売 事 業	148(―)名	3名減(7名減)
ア ジ ア 販 売 事 業	25(―)名	2名減(―)
中 国 生 産 事 業	67(―)名	5名減(―)
合 計	717(91)名	12名減(25名減)

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
466(91)名	1名減(18名減)	40.8歳	17.7年

（注） 使用人数は就業員数（子会社等への出向者8名は除く）であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年5月20日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年 5 月20日現在）

- ① 発行可能株式総数
- 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数
- 41,186,100株
- ③ 株主数
- 10,995名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION (光 寶 科 技 股 份 有 限 公 司)	8,221千株	19.99%
鮎久晴	3,971千株	9.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,931千株	7.13%
買場清	2,741千株	6.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,398千株	5.83%
若士征男	1,465千株	3.56%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 北陸銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,117千株	2.72%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5 0 5 0 1	1,023千株	2.49%
コーセル取引先持株会	788千株	1.92%
コーセル従業員持株会	631千株	1.54%

（注）持株比率は自己株式 51,938株を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年 5 月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	斉藤盛雄	社長執行役員 兼 アジアエリア営業統括 兼 COSEL ASIA LTD. 社長
取締役	清澤聡	常務執行役員 TQM推進 兼 総務・人事労務担当
取締役	安田勲	執行役員 海外営業統括 兼 LITE-ON連携推進担当
取締役	真野達也	執行役員 品質保証担当 兼 新ビジネス推進担当 兼 無錫科索電子有限公司董事長
取締役	朴木範博	執行役員 開発統括 兼 生産技術担当 兼 IT戦略担当 兼 ベトナム事業担当
取締役	廣川芳通	執行役員 国内営業統括
取締役	徐建中	LITE-ON TECHNOLOGY CORPORATION Managing employee
取締役	日下部俊彰	ConecTar合同会社 代表社員
取締役	横田響子	株式会社コラボラボ 代表取締役 株式会社ペッパーフードサービス 社外取締役（監査等委員） 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 理事 総務省 独立行政法人評価制度委員会 専門委員
取締役 （常勤監査等委員）	萩野勝彦	
取締役 （監査等委員）	渡辺 絢	雨宮真也法律事務所 弁護士 バリュートコマース株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	西川 浩夫	西川法律事務所所長 日本弁護士連合会 日弁連信託センター 委員 富山県弁護士会 企業法務プロジェクトチーム 委員長

- （注） 1. 取締役 日下部俊彰及び横田響子、ならびに取締役（監査等委員）の渡辺絢及び西川浩夫の各氏は、社外取締役であります。
2. 徐建中氏は、当社の特定関係会社（関連会社）であるLITE-ON TECHNOLOGY CORPORATIONの業務執行者であります。
3. 重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を通じて、監査等委員会の監査、監督機能の実効性を高めるため、萩野勝彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。

4. 取締役（常勤監査等委員） 萩野勝彦氏は、営業・生産部門の要職を歴任、またグループの監査体制の構築とガバナンス体制の強化を進めてきており、監査・監督機能の充実に努めております。
5. 取締役（監査等委員） 渡辺絢氏及び西川浩夫氏は、弁護士の資格を有しております。また、西川浩夫氏は、会計士補としての財務及び会計に関する十分な知識を有するものであります。
6. 取締役 日下部俊彰及び横田響子、ならびに取締役（監査等委員）の渡辺絢及び西川浩夫の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 徐建中、日下部俊彰及び横田響子、ならびに取締役（監査等委員）の渡辺絢及び西川浩夫の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

1) 被保険者の範囲

当社、COSEL USA INC.、COSEL EUROPE GmbH、COSEL ASIA LTD.、科索(上海)電子有限公司、無錫科索電子有限公司、上海科索商貿有限公司、及びPowerbox International ABのすべての取締役、監査役、執行役員等

2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等が責任追及の可能性に萎縮することなく、適切なリスクテイクを行うことを支える環境整備のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約においては、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険期間の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれがある状況を認識していた場合等は補償の対象外としており、役員等の職務執行の適正性が損なわれないような措置を講じております。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役の報酬制度の概要

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しており、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月額報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「役員賞与」、及び中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「業績連動型譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。

2) 役員報酬の決定方法に関する方針等

総報酬及び月額報酬については、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、定期的に外部専門会社の調査データに基づく、同業他社又は同規模の他社報酬水準の客観的データ等を利用しながら、役位と職務価値を勘案し妥当な水準を設定することとしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への取扱いや監査等委員である取締役への金額の決定方法は、独立社外取締役を含む取締役会で協議・決議された「役員報酬に関する内規」に基づいております。

また、取締役会は、当事業年度に係る業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2021年6月16日開催の取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の構成メンバーは3名で、うち2名は委員長も含め独立社外取締役としております。より一層手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

イ．月額報酬（固定報酬）に関する方針

株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取扱いを取締役会で協議したうえで、役員別報酬額を社長が決定しております。具体的には、役位ごとの職務に応じた基本報酬テーブルが設定されており、前年度の企業価値向上に向けた貢献度や、役割の遂行度合いを当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）と代表取締役が協議した評価結果（額の5段階評価）を基準として毎年株主総会後に設定されております。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議において決定されており、固定の基本報酬のみとしております。

ロ．役員賞与に関する方針

支給対象を業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）とし、各取締役の職責に基づき、各事業年度の連結営業利益率に基づいた支給割合が設定されております。具体的には、連結営業利益率10%以上から、個々の取締役の月額報酬に対する倍率を定め支給額としております。

なお、変動枠である当期純利益の1%以内に設定し、連結営業利益率が10%未満の場合は支給いたしません。

ハ．業績連動型譲渡制限付株式報酬に関する事項

支給対象を業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）とし、各取締役の職責に基づき、中期経営計画の目標達成割合と係数に基づいた支給割合が設定されております。

株式報酬の決定に係る業績指標として連結売上高、連結営業利益及び連結ROEを選択した理由は、これらが当社の中期経営計画に掲げる目標値であり、それぞれ中期経営計画の進捗を示す重要な指標であると考えているためであります。

取締役への「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」の詳細については、「⑤取締役の報酬等の総額
2) 業績連動型譲渡制限付株式報酬」に記載しております。

二．取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

事業年度に係る業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別「基本報酬」及び「役員賞与」は取締役会の授権を受けた代表取締役社長斉藤盛雄氏に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については株主総会決議で定められた社外取締役報酬枠内で決定、監査等委員である取締役については、株主総会決議により定められた監査等委員報酬枠内で、監査等委員の協議により決定しております。

⑤ 取締役の報酬等の総額

1）当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固 定 報 酬	賞 与	業績連動型 譲渡制限付 株 式 報 酬	
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	145 (15)	141 (15)	0 —	3 —	9 (3)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	30 (13)	30 (13)	— —	— —	4 (2)
合 計	175	171	0	3	13

- (注) 1. 2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は長期未払金へ振替しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2025年8月7日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を固定枠として年額200百万円以内（うち、社外取締役は年額30百万円以内）、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とすること、また、監査等委員である取締役の報酬は、2024年8月8日開催の第55回定時株主総会において、額を年額40百万円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は9名（うち社外取締役2名）であり、監査等委員である取締役員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
3. 業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会において決議いただいております。業績連動型譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役の報酬の固定枠（年間200百万円以内）及び変動枠（前事業年度の当期純利益の1%以内の額）の合計額の内枠にて、年間30百万円（3事業年度合計90百万円）を上限としております。当該株主総会終結時点の業務執行取締役員数は5名であります。
4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬における2026年5月実績の付与額は0円であり、表記額は過年度付与分の基準株価洗い替え等による影響額であります。
5. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
6. 上表には、2025年8月7日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
7. 第57期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

当社は、2022年8月10日開催の第53回定時株主総会決議により、当社の業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）として導入いたしました。

イ. 本制度の概要

本制度は、対象取締役向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、対象取締役に對して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の譲渡制限付株式報酬制度であります。対象取締役に對する当社普通株式の交付は、下記に記載の対象期間終了後に行います。

ロ. 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手続に従って実施いたします。なお、本制度は会社業績指標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役及び交付する株式数は確定しておりません。

当社は、下記に記載のとおり3事業年度を対象期間とし、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。）を定め、対象期間における事業年度ごとの会社業績の数値目標の達成割合に応じて、当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、対象取締役に特に有利にならない範囲内で対象期間経過後の取締役会で決定いたします。この場合、当社から対象取締役に對して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該株式発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

ハ. 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、2024年5月20日で終了する事業年度から2026年5月20日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

ニ. 本制度に基づき対象取締役に対して交付される当社株式数

当社は、対象期間における当社連結売上高、連結営業利益及び連結ＲＯＥの各目標の達成割合に応じて、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める）を定め、それに所定の数値を乗じて個々の対象取締役に対して給付する金銭報酬債権の金額ひいては交付する株式数を算出いたします。当該交付株式数についても、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とまらない範囲内で、取締役会において決定いたします。また、算出した個々の対象取締役に対して交付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものいたします。

〔算式〕

◎交付株式数

＝報酬債権の金額（※１）×15%×達成割合（※２）/基準株価（※３）

上記計算式にて算出された各事業年度算出数の３事業年度合計

（※１）報酬債権の金額

各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて、各事業年度の８月に決定する年額基本報酬

（※２）達成割合＝i＋ii＋iii

i. 連結売上高の達成割合＝業績連動係数×30%

ii. 連結営業利益の達成割合＝業績連動係数×30%

iii. 連結ＲＯＥの達成割合＝業績連動係数×40%

※業績連動係数は、数値目標に対する水準を100%として、業績達成度合いに応じて0.0～1.2の範囲で定めます。

（※３）基準株価＝各事業年度末の株価終値（期末日が休日の場合は前営業日の終値）

当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、年間３万株（３事業年度合計９万株）を上限といたします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記②に定める金銭報酬債権の金額の上限又は上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲内で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少させます。

ホ. 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に對して当社普通株式を交付いたします。

- ・対象期間中に当社取締役として在任したこと

- ・一定の非違行為がなかったこと

- ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件

（※１）対象期間中に対象取締役が、当社が正当と認める理由により退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

（※２）対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

ヘ. 本制度によって割り当てられた株式の取り扱いについて

本制度によって割り当てられた株式については、対象取締役が当社の取締役を退任するまでの間、譲渡制限を設定いたします。

ト．2026年5月20日で終了する中期3事業年度の数値目標(第10次中期経営計画での目標)

区 分	2 0 2 4 年 5 月 期	2 0 2 5 年 5 月 期	2 0 2 6 年 5 月 期
連結売上高	38,000百万円	39,500百万円	41,700百万円
連結営業利益	5,392百万円	5,680百万円	6,240百万円
連結ROE	8.8%	9.2%	10.0%

(注) 環境に応じて、目標数値を変更する場合があります。

⑥ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	日 下 部 俊 彰	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しました。日下部俊彰氏は社外取締役に就任以降、自らの企業経営の経験とともに国内外の豊富な人脈を活かし、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては当社経営に対する監督とともに、経営課題を明らかにしつつ、中期経営計画の実現に向けて幅広い視点から助言を行っております。また、2021年6月16日に取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員に就任し、役員選任に向けた手続きの公平性、透明性確保への助言等、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。
取 締 役	横 田 響 子	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しました。横田響子氏は社外取締役に就任以降、自らの企業経営の経験をもとに社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては企業経営視点からの業務執行における監督とともに、男女共同参画、女性活躍推進などの幅広い知見をもとに、企業価値向上に向けて助言を行っております。また、2021年6月16日に取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員に就任し、役員選任に向けた手続きの公平性、透明性確保への助言等、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。
取 締 役 (監査等委員)	渡 辺 絢	当事業年度に開催された取締役会15回および監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員として期待される役割である経営の監督を独立した客観的な立場から行っております。取締役会においては、コンプライアンス体制や内部監査との連携状況について、法務・ガバナンス分野での経験を踏まえた専門的観点から意見を述べ、内部統制の強化に向けた助言を行っております。また、監査等委員会においては、会計監査人および内部監査部門との連携を通じて、リスク管理や財務報告の適正性に関する監督を行い、助言と牽制を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	西 川 浩 夫	当事業年度に開催された取締役会15回および監査等委員会14回の全てに出席し、監査等委員として期待される役割である経営の監督を独立した客観的な立場から行っております。取締役会においては、会計士補としての財務・会計の知見と弁護士としての法務の専門知識を活かし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、意思決定の妥当性・適法性について積極的な意見を述べております。また、監査等委員会においては、会計監査人および内部監査部門との緊密な連携を通じて、財務報告の適正性や内部統制システムの有効性を監督し、財務・法務の双方から助言と牽制を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額及び当該報酬について監査等委員会が同意をした理由

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Powerbox International AB及びCOSEL ASIA LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の同意に当たり、その妥当性について以下の点から検討を行いました。
- ・監査計画と実績の比較検討
 - ・監査実績及び意見の内容
 - ・新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
 - ・新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討
4. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の同意に当たり、その妥当性について以下の点から検討を行いました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード業務」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「品質至上を核に社会の信頼に応える」という経営理念のもと、総合的品质管理（TQM）の思想と手法を活用し、企業体質の継続的改善に取り組む。

この理念の実現に向け、目標と方策を明確化し、方針管理を全社的に展開することで、競争が激化する直流安定化電源市場において持続的な成長を図り、魅力ある製品の提供を通じて社会の信頼に応えていく。

また、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）の徹底を図るため、当社及び子会社の役員・使用人（従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する者を含む。）が遵守すべき「倫理憲章・自主行動基準」を定め、以下の体制を構築する。

- 1) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門統括取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙を担当する。
- 2) 内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款及び社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- 3) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規定に基づき作成、保存するとともに、監査等委員を含む取締役及び会計監査人等が必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 「リスク管理規定」を定め、全社的なリスクを以下の2)、3)に区分し、適切に対応する。
- 2) 平常時のリスクについては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目及び日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって管理・改善に取り組む。
- 3) 災害、事故、火災等の不測事態に対しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に基づき、人命の保護及び顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組む。また、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討及び実施を行う。さらに、「BCP（事業継続計画）規定」を定め、不測事態において早急に事業を復旧する体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社グループのビジョン実現に向け、総合的品质管理（TQM）に基づく方針管理を徹底し、効率的

かつ革新的な業務執行を推進する。

- 2) 方針管理活動については、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期及び年度経営方針項目を審議、検討し、その内容を取締役に付議して承認、決定を受ける。
- 3) 取締役会は、原則として月1回開催し、業務執行に係る重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行う。
- 4) 経営の監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速性及び機能の向上を図ることを目的に、執行役員制度を採用する。執行役員は、代表取締役の指揮監督の下、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役の意思決定を受け、委任された業務執行を行う。
執行役員会は、原則として月1回開催する他、必要に応じて適宜開催する。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社のリスク管理体制及びコンプライアンス体制は、子会社も含めた当社グループ全体を対象とする。
- 2) 当社子会社の業務執行については、当社の取締役会で定期的な報告を受けるとともに、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会の決裁を必要とする。
- 3) 内部監査部門である監査室は、当社及び子会社各社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び関係責任者に報告するとともに、内部統制の改善に向けた指導及び助言を行う。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて取締役会は監査等委員会と協議のうえ、当該使用人を置く。当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等については、事前に監査等委員会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。
- 2) 当該使用人が他部署の業務を兼務する場合であっても、監査等委員会に係る業務執行に際しては監査等委員の指揮命令下で行うものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、使用人等から当社監査等委員会に報告するための体制

- 1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議に出席し、業務執行に関する情報を収集する。また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
- 2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令又は定款に違反する重大な事実等を認識した場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

- 3) 監査等委員会は、必要と判断した情報について、担当部門又は当該子会社の執行部門から直接報告を受けることができる。
- ⑧ 監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いを防止するための体制
- 1) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、「倫理規定」や「内部通報規定」等において通報者保護の仕組みを整備する。
 - 2) 「内部通報規定」等が適正に運用されているか、またその監視の仕組みが適正に運用されているかについては、監査室が内部監査により確認する。
 - 3) 「内部通報規定」において、当社常勤監査等委員である取締役を内部通報窓口として設定する。
- ⑨ 当社の監査等委員である取締役の職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に係る事項
- 1) 通常の監査費用については、監査等委員会等の監査計画に基づき予算化する。
 - 2) 監査等委員である取締役が、その職務の遂行に伴い生ずる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、当該費用が当該職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払又は償還を行う。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査の実効性を向上するため、代表取締役との意見交換を定期的に行う。
 - 2) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門である監査室と日常的かつ機動的に連携を図る体制を整備する。
 - 3) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門及び公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を策定し、全社統制、決算財務報告プロセス、業務処理プロセス等に係る内部統制の整備・運用及び評価を有効かつ効率的に実施する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方
- 当社グループは、反社会的勢力との関係は法令違反となる可能性があると認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢のもと、関係遮断に向けた体制整備及び対応を行う。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係排除は、法令及び社会倫理に照らして重要であるとの認識のもと、「倫理憲章」及び「自主行動基準」を「倫理規定」として定め、その周知・徹底を図っている。また、定期的な研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた意識の向上と適切な対応の浸透に努めている。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般については、監査室が「第57期監査実施計画書」に基づき内部監査を実施し、必要な改善を進めた。また、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施した。

② コンプライアンスに対する取組みの状況

法令遵守体制の点検・強化については、総務部門統括取締役を統括責任者とする総務部門が中心となり、「倫理憲章・自主行動基準」に基づくコンプライアンス教育を当社及び子会社の役員・使用人に対して実施した。また、「内部通報規定」等を制定し、当社常勤監査等委員である取締役及び第三者機関を窓口とするヘルプラインを設置し、その運用状況については監査室が内部監査により確認した。

③ リスク管理

「リスク管理・コンプライアンス委員会」を年7回開催し、対象リスクの見直し、評価及び対応策の検討・実施を行った。また、総務担当部門が主体となり、地震・火災等の災害を想定した訓練を適宜実施した。

④ 子会社経営管理・業務執行

子会社の経営管理・業務執行については、海外営業部門統括取締役及び経理部部長を統括責任者とする主管部門が体制を整備・統括し、事前協議事項については子会社から事前承認申請又は報告を受けた。また、監査室及び監査等委員会は子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを行った。

⑤ 取締役の職務執行

取締役会は、監査等委員を除く取締役9名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、15回開催した。各議案の審議及び業務執行の監督を行い、活発な意見交換が行われ、意思決定及び監督の実効性が確保された。また、「取締役会規則」「職務権限規定」「職務分掌規定」を定め、責任の明確化及び業務の効率的遂行を図った。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性確保

監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び社外監査等委員2名の計3名で構成され、14回開催した。監査に関する重要事項について報告を受け、協議・決議を行った。

監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席や稟議書等の閲覧を通じて監査の実効性向上を図った。さらに、会計監査人及び監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて双方向の情報交換を行い、内部統制システム全般のモニタリングを実施した。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、中長期にわたり企業価値を継続的に向上させることと、株主に対する利益還元を充実させることを経営の重要政策と認識しております。利益配分につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、経営成績、財政状態及び将来のキャッシュ・フローを勘案したうえで、「株主資本配当率（DOE）3.5%」を下限とする累進配当とした継続的かつ安定的な剰余金の配当を行うことを基本方針とさせていただいております。

当期の剰余金の配当については、期末配当金は1株当たり28円とし、中間配当金を加えた年間配当金は1株につき55円とさせていただく予定であります。

また、当社グループは第11次中期経営計画において、株主に対する利益還元のさらなる充実を目的として、配当の基本方針に掲げている株主資本配当率（DOE）の下限水準を3.5%から4.5%に引き上げることとしました。次期の剰余金の配当については、この基本方針に基づき、中間配当金は1株につき30円、期末配当金は1株につき30円、年間配当金は1株につき60円とさせていただく予定であります。

（注） 本事業報告中で記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2026年5月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	48,566	流 動 負 債	4,304
現 金 及 び 預 金	28,370	買 掛 金	1,430
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,147	未 払 金	398
電 子 記 録 債 権	1,610	リ ー ス 債 務	128
有 価 証 券	1,900	未 払 法 人 税 等	187
商 品 及 び 製 品	2,530	賞 与 引 当 金	291
仕 掛 品	818	製 品 保 証 引 当 金	87
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,865	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	669
そ の 他	329	そ の 他	1,111
貸 倒 引 当 金	△5	固 定 負 債	4,109
固 定 資 産	12,009	退 職 給 付 に 係 る 負 債	209
有 形 固 定 資 産	7,997	繰 延 税 金 負 債	937
建 物 及 び 構 築 物	3,416	リ ー ス 債 務	98
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,353	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	2,775
工 具 、 器 具 及 び 備 品	656	そ の 他	88
土 地	1,225	負 債 合 計	8,413
リ ー ス 資 産	218	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	1,125	株 主 資 本	48,351
無 形 固 定 資 産	1,027	資 本 金	6,042
ソ フ ト ウ ェ ア	133	資 本 剰 余 金	7,157
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	23	利 益 剰 余 金	35,208
技 術 資 産	171	自 己 株 式	△57
顧 客 関 連 資 産	692	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,812
そ の 他	5	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,270
投 資 そ の 他 の 資 産	2,985	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,522
投 資 有 価 証 券	2,413	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	19
退 職 給 付 に 係 る 資 産	332	純 資 産 合 計	52,163
繰 延 税 金 資 産	92	負 債 純 資 産 合 計	60,576
そ の 他	146		
資 産 合 計	60,576		

連結損益計算書

(自 2025年5月21日)
(至 2026年5月20日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			25,046
売 上 原 価			19,010
売 上 総 利 益			6,036
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,731
営 業 損 失			695
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		97	
受 取 配 当 金		59	
為 替 差 益		695	
受 取 補 償 金		99	
そ の 他		18	970
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		7	
そ の 他		0	7
経 常 利 益			267
特 別 利 益			
特 定 資 産 売 却 益		3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		11	14
特 別 損 失			
特 定 資 産 売 却 損		0	
特 定 資 産 除 却 損		8	
減 損 損 失		53	
関 係 会 社 整 理 損		3,644	3,707
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			3,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		164	
法 人 税 等 調 整 額		△184	△19
当 期 純 損 失			3,406
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			3,406

貸 借 対 照 表

(2026年 5 月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,538	流 動 負 債	3,109
現 金 及 び 預 金	21,802	買 掛 金	1,156
電 子 記 録 債 権	1,610	未 払 金	323
売 掛 金	5,853	未 払 費 用	312
有 価 証 券	1,900	未 払 法 人 税 等	122
商 品 及 び 製 品	1,448	賞 与 引 当 金	281
仕 掛 品	124	製 品 保 証 引 当 金	87
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,757	関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	668
そ の 他	41	そ の 他	157
固 定 資 産	13,436	固 定 負 債	235
有 形 固 定 資 産	5,820	長 期 未 払 金	52
建 物	1,954	退 職 給 付 引 当 金	183
構 築 物	87		
機 械 及 び 装 置	924	負 債 合 計	3,345
車 両 運 搬 具	0	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	502	株 主 資 本	46,359
土 地	1,225	資 本 金	6,042
建 設 仮 勘 定	1,125	資 本 剰 余 金	7,158
無 形 固 定 資 産	136	資 本 準 備 金	6,276
ソ フ ト ウ ェ ア	106	そ の 他 資 本 剰 余 金	882
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	23	利 益 剰 余 金	33,215
そ の 他	5	利 益 準 備 金	334
投 資 そ の 他 の 資 産	7,480	そ の 他 利 益 剰 余 金	32,880
投 資 有 価 証 券	2,413	別 途 積 立 金	22,410
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	4,313	繰 越 利 益 剰 余 金	10,470
関 係 会 社 株 式	193	自 己 株 式	△ 57
関 係 会 社 出 資 金	2,628	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,270
繰 延 税 金 資 産	356	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,270
前 払 年 金 費 用	313		
そ の 他	35	純 資 産 合 計	47,630
貸 倒 引 当 金	△2,775	負 債 純 資 産 合 計	50,975
資 産 合 計	50,975		

損 益 計 算 書

(自 2025年 5月21日)
(至 2026年 5月20日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			17,598
売 上 原 価			15,112
売 上 総 利 益			2,486
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,803
営 業 損 失			316
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	84		
有 価 証 券 利 息	7		
受 取 配 当 金	271		
経 営 指 導 料	1		
為 替 差 益	841		
受 取 補 償 金	99		
そ の 他	12		1,319
営 業 外 費 用			
雑 損 失	0		0
経 常 利 益			1,002
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	3		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11		14
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	0		
固 定 資 産 除 却 損	7		
関 係 会 社 整 理 損	3,633		3,641
税 引 前 当 期 純 損 失			2,624
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	94		
法 人 税 等 調 整 額	△791		△696
当 期 純 損 失			1,927

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月2日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 直 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 涉 孝 良
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コーセル株式会社の2025年5月21日から2026年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーセル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 7 月 2 日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	斉 藤 直 樹
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	涉 孝 良

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コーセル株式会社の2025年5月21日から2026年5月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月21日から2026年5月20日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月3日

コーセル株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 萩 野 勝 彦 ⑩
監 査 等 委 員 渡 辺 絢 ⑩
監 査 等 委 員 西 川 浩 夫 ⑩

(注)監査等委員 渡辺絢及び西川浩夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

＝株主総会会場のご案内＝

会 場：富山県富山市桜橋通り2番28号

ホテルグランテラス富山 4階 瑞雲の間

TEL：076-431-2211



○JR富山駅南口から徒歩で約8分です。

＜駐車場のご利用について＞

株主総会開催場所には、来場者専用の駐車場の用意はいたしておりません。

お車でのご来場はご遠慮いただき、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

やむを得ずお車でお越しの場合、駐車場料金等の費用は株主様ご自身のご負担となりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。